厚生労働省 茨城労働局

Press Release

茨城労働局発表
令和５年９月１日(金)

【照会先】
茨城労働局労働基準部賃金室
室　　長　　川野　義光
室長補佐　　中島　孝紀
（直通電話）029（224）6216

茨城県最低賃金は１０月１日から時間額９５３円に
―　引上げ額は４２円　―

茨城労働局長は、令和５年10月１日から茨城県最低賃金を４２円引上げ、時間額９５３円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

１．茨城県最低賃金の改正については、本年７月３日、茨城労働局長（澤口　浩司 ）から茨城地方最低賃金審議会（会長　清山　玲）に諮問を行いました。

同審議会は、審議の結果、８月７日、現行の時間額911円を42円引き上げて（引上率4.61%）、953円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて茨城労働局長は、令和５年10月１日から茨城県最低賃金を42円引き上げ、時間額953円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

２．茨城県最低賃金は、原則として、茨城県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

３．今後、茨城労働局では、改正後の最低賃金について、県内の事業場はもとより、広く県民に周知を図ることとしています。

また、中小企業や小規模事業者における最低賃金の引上げに関連する各種助成金の活用や、無料相談窓口などの支援措置についてご相談に応じています。（※）

※無料相談窓口　　茨城働き方改革推進支援センター(電話　0120-971-728)

問合せ先

業務改善助成金は、コールセンター(電話　0120-366-440)

働き方改革推進支援助成金は、茨城労働局助成金事務センター(電話　029-246-6371)

（参考）　**茨城県最低賃金の改定額及び対前年度引上率、引上額の推移**

年　度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
最低賃金改定額	８４９円	８５１円	８７９円	９１１円	９５３円
対前年度引上率	３．２８％	０．２４％	３．２９％	３．６４％	４．６１％
対前年度引上額	２７円	２円	２８円	３２円	４２円

※引き上げ率は、四捨五入の数値である。

（参考）

目安審議及び地域別最低賃金の改正手続きの流れ

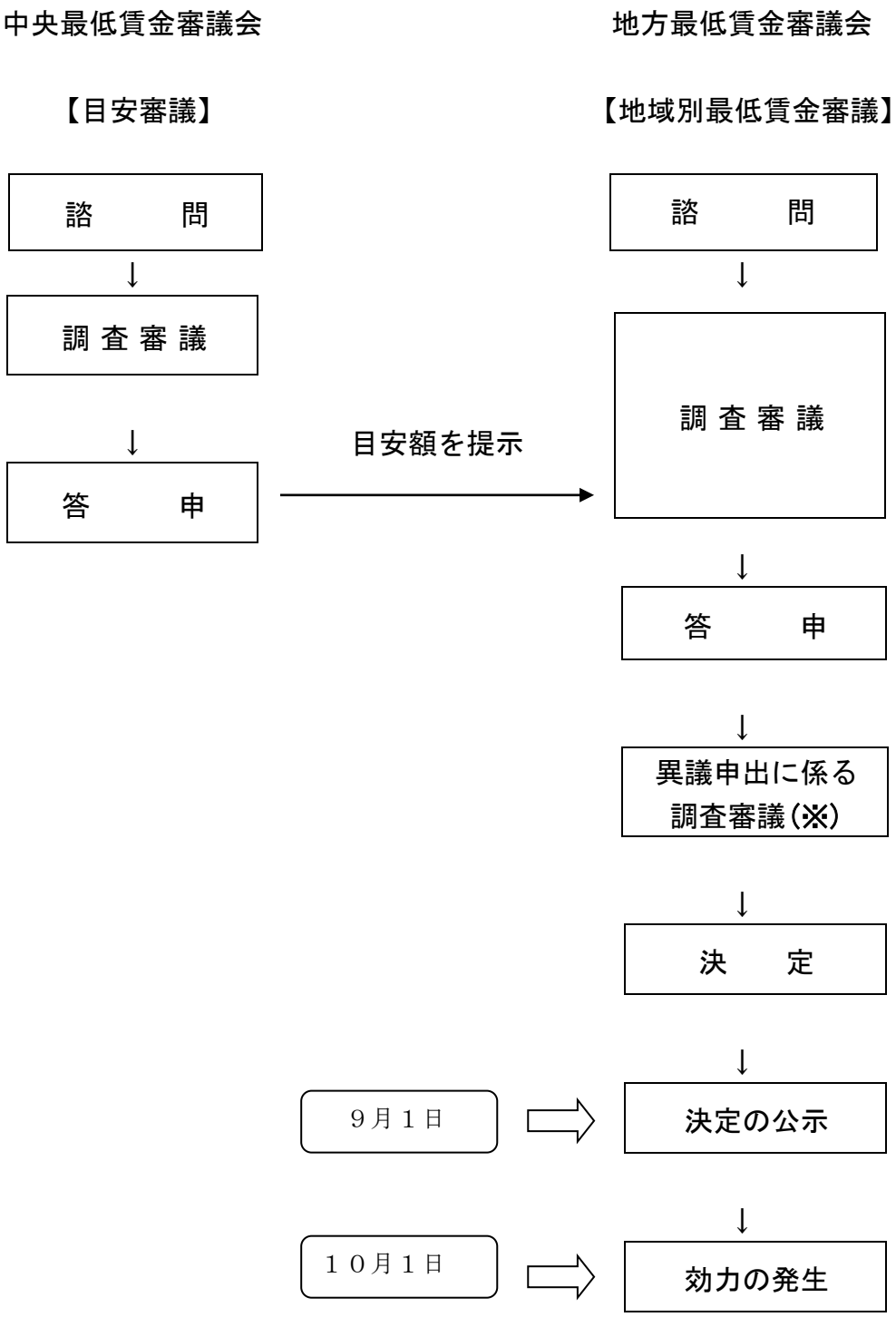

（※）　関係労使から異議申出があった場合に開催される